

官民競争入札等監理委員会  
第 46 回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

# 第 46 回官民競争入札等監理委員会

## 議事次第

日時：平成 21 年 4 月 2 日（木）10:00 ~ 10:23

場所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

### 1 . 開 会

### 2 . 実施要項について

- ・ 大学入試センター試験の出願受付業務・成績開示業務
- ・ 医業未収金の支払案内等業務
- ・ 自動車検査用機械器具の保守管理業務（変更）
- ・ 民間給与実態統計調査
- ・ 社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査
- ・ 海外旅行博覧会出展事業（入札不調を受けた対応）

### 3 . 「実施要項指針」及び「情報開示指針」の改訂について

### 4 . 公共サービス改革の過去 3 年間の評価と展望について

### 5 . スコアカードの作成について

### 6 . その他

### 7 . 閉 会

#### < 出席者 >

#### （委員）

落合委員長、本田委員長代理、榎谷委員、小林委員、野原委員、前原委員、森委員、吉野委員

#### （事務局）

藤岡内閣府審議官、佐久間官民競争入札等監理委員会事務局長、関参事官、森山参事官、森丘参事官、山谷企画官

落合委員長 それでは、定刻になりましたので、第46回の「官民競争入札等監理委員会」を始めさせていただきます。本日の議題は、お手元にあります議事次第の1.から5.まであるわけでありまして。

そこで、最初の実施要項に関する審議であります。これは1.から2.までは公開、それから、3.以降につきましては、委員同士による率直かつ自由な意見交換が必要であると考えられますので、この委員会の運営規則第5条に基づきまして、会議を非公開として、後日、議事要旨を公開することにいたしたいと思っております。

それでは、本日の審議に入りたいと思っておりますけれども、本日審議をいたします実施要項につきまして、本委員会で検討を行い、議を行うことにしてよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

落合委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

そうしますと、実施要項のうちの最初の大学入試センターから始まりまして、それから、自動車検査用機械器具の保守管理業務までの3件につきまして、まとめて審議をしたいと思っております。

これにつきましては、入札監理小委員会においてずっと審議がなされてきたわけでありまして。そこで榎谷主査の方から3件続けて御報告をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

榎谷委員 入札監理小委員会の榎谷でございます。

まず、資料1-1をお開けいただきますと、独立行政法人大学入試センターの大学入試センター試験の出願受付業務・成績開示業務についての民間競争入札を実施するということでの実施要項(案)でございます。

まず「1.確保すべきサービスの質について」ですけれども、サービスの質について、この中身を見ますと、試験室とか成績開示変更届のデータ入力につきまして「誤入力率を2%以内とすること」という記述があったんですけれども、誤入力の定義がはっきりしなかったもので、それを明記すべきではないかということで、これは対応していただきました。

論点 は、データAと精査用データBの作成を、要項ではどういう人が行うかが明確ではなかったもので、これは別の方がやるべきだというようなことになったわけですが、これにつきましても概要に書いてありますように、それぞれ異なるメンバーで編成された作業チームで作業を行うということをお願いしていただきました。

「2.契約の形態について」なんですけれども、単価入札になっておりましたので、不当に安価な単価で入札して、その後、単価上昇を理由に契約変更を求めるといった、恐らく少ないかもわかりませんが、悪意の協議者が現れないように工夫が必要ではないかという議論になったわけですが、これも単価契約としていたものを、廃棄作業に関しては、総価契約といたしました。

「3.落札者決定のための評価項目について」ですけれども、民間からどのような提案を求めているのか、審査する者が評価しやすいような評価項目ということだったんですけれども、対応いたしますとは、それぞれの実施方法につきまして、質の評価項目を作業工程ごとに具体的に設定していただいたということでもあります。

論点 としましては、作業の流れとか、各種様式についての変更を要する提案についても民間事

業者の創意工夫を認めるのかということなんですけれども、これは2点ございまして、1点は認めないということと、1点は認めるわけなんですけれども、認めないものは、出願受付とか、志願票データとか、成績開示変更届データ入力については、トラブルがあってはいけないということで、トラブル発生防止のために、作業の流れについて独自の提案は認めないということなんですけれども、その他については、創意工夫による提案を認めたということでもあります。

それから、機械とか設備、特にパソコンなどの対応で、極めて重要な個人情報を扱う業務なので、セキュリティ対策を講じるべきということで、持ち込みができないとか、USBメモリとかフロッピーディスク等の書き込み可能な装置は使用できないとかという対応をしていただきました。

「5. 従来の実施状況に関する情報の開示について」ですけれども、経費について、各作業工程管理間の調整に要した経費があるのではないかという議論になったんですけれども、今まで引継簿というものがあって、それを渡すだけで引き継ぎができるということで、そういうコストは発生していないということで、そういう発生しないということに記載していただきました。

論点 としましては、作業時期の実績とか、各作業のデッドラインなど、詳細なスケジュールが必要なのではないかということで議論いたしまして、結果的にはそのような対応に、平成20年度の作業実績とか作業件数、あるいはデッドラインを整理した表を追加していただきました。

これが大学入試センターでございます。

資料2-1で、独立行政法人労働者健康福祉機構、いわゆる労災病院の「医業未収金」の支払案内等の業務委託についての実施要項(案)の審議でございます。

まず「1. 弁護士法第72条との関係」でございます。特に弁護士法第72条との関係が整理できているのかがポイントになったんですけれども、幾つか対応していただきまして、もともと抵触する可能性のある未収金は委託対象外とするとか、あるいは委託後、おそれがあることが判明したのも除外するとかということも実施要項に記載していただきました。

それから、民間事業者が報告すべき弁護士法第72条に抵触するおそれがある具体的な類型をあらかじめ定めて書いていただきました。

機構が委託除外債権と判断した債権と、民間事業者が報告すべき具体的な類型とは必ずしも一致しない可能性がありますので、その旨も書いていただきました。

国立病院機構と同じケースなんですけれども、トラブル・苦情等があった場合の処理です。速やかに調査を行うとか、あるいは事業評価時とか、対応記録等の抽出検査を実施して、法律専門家などによる研修を行うということもしていただきました。

それから、委託費が、成功報酬と言わないで実績報酬体系と呼んでいるんですけれども、これが弁護士法第72条に抵触する行為を誘発しかねないということもありますので、モニタリングをしっかりとるとか、不適切な業務の実施が見られた場合には厳正に処理するとかというようなことの対応もいたしました。

次のページで「2. 医業未収金の消滅時効の起算点について」でございますが、これにつきましては、形式的ではありますが、これは対応で「診療行為の行われた最終日」が請求日だということで、消滅時効の起算点を「診療行為の行われた最終日」であるということで明確にしていた

だいたということでありませう。

最後ですが、資料3-1で、いわゆる自動車の車検で、自動車検査独立行政法人が行っておりませう、自動車検査用機械器具の保守管理業務についての民間競争入札でございます。これ自体は、実は入札手続の結果、不落となってしまうたんですけれども、再度入札広告に向けた見直しを行った事例でございます。

まず、当初はどういうことだったのかといひますと「1. 本件業務の内容について」でございますが、去年の9月25日の監理委員会で付議されたのは、ここに黒ポツが5つござひますが、5つの業務が対象になったということでございます。

ところが「2. 入札の経緯」で書いてござひますように、去年の10月に初回の入札を行ったところ、1グループより入札書等の提出があつたけれども、参加資格を満たさずに無効となったということで、12月に再度入札公告を行ったんですけれども、その結果、1グループが入札に参加していただきました。しかし、3回入札を実施しましたけれども、予定価格を上回つて、結果的に不落になったということでございます。

そこで、次のページでございますが、検査法人、この独立行政法人に民間事業者へヒアリングをしていただきました。その結果、このような説明があつたということです。

まず、再度の入札に対応した事業者から入札価格の考え方、つまり、3回とも超えましてので、その考え方について確認・聴取をしたところ、すべての業務について損失を生じる可能性がないように経費を積算した結果、予定価格を上回つたと考えられるということでございます。といひますのは、修繕とか消耗品の供給については、発生件数の内容とか内容の予測が非常に難しいということで、従来に比べて大幅に増加する可能性もあるということで、ある意味では極限まで見積もつたものを入れたので高くなつたんだということの説明でした。

また、応札の可能性があると考へて情報提供を行った、つまり、参加を希望していたけれども、実際にしなかつたという複数の事業者より、応札しなかつた理由を聴取したところ、主な理由は、現在の事業者の体制とか、あるいは知識とか技術力ではすべての業務、特に修繕業務に対応することは困難だということもわかりました。

そこで結果的に、4. でござひますけれども、この「自動車検査機器の修繕」「自動車検査機器関係消耗品の供給」の業務について委託業務の範囲から外すと考へているということの自動車検査独立行政法人から説明がありました。

入札監理小委員会としては、ヒアリングの状況を考へますと、入札参加者確保の観点からやむを得ないということで、検査法人案どおりに修正を行うことといたしました。

以上でございます。

落合委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの榎谷主査からの御報告のとおり、これら3件の実施要項(案)につきまして、了承ということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

落合委員長 それでは、異存はないようでありますので、公共サービス改革法第14条第5項及

び第7項の規定により付議されました、これら3件の要項(案)につきまして、監理委員会としては異存がないということにさせていただきます。

続きまして「1.実施要項について」の黒ボツでいきますと、4つ目と5つ目という2件であります。

これにつきましては、やはり入札監理小委員会で御議論していただいていたわけですが、そこにおける副主査である小林委員の方から2件続けて御報告をお願いします。

小林委員 小林でございます。2件続けて報告させていただきます。

資料4-1に基づきまして、民間給与実態統計調査について御説明いたします。

この民間給与実態統計調査は、財務省所管の民間給与実態統計調査における調査関係用品の印刷、調査票の送付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、データ入力に係る業務についてでございます。期間といたしましては平成21年9月から1年10か月間の契約ということでございます。

この業務につきまして検討を行いましたところ、1点、サービスの質(要求水準)について審議をいたしました。

このサービスの質につきましては、目標として設定している有効回答率とその水準が適切かどうかということについて検討を行いました。

当初、財務省の方では「層別・国税局別有効回答率について、過去3年の最低値を上回る」という目標を設定しておりましたが、層別(事業所規模で8階層に区分)、また、国税局別(全国で12局)というセルごとに有効回答率を管理しなければいけないということになり、これは非常に質を確保するのが非常に煩雑ではないかということで、民間の創意・工夫に大きく期待する一方で、過去3年の最低値という低い水準で目標設定するのはアンバランスではないか。

その2点について検討を行った結果「国税局別」については目標設定から外し、その目標水準を「過去3年の平均値」に引き上げるということにいたしました。

これが民間給与実態統計調査でございます。

2件目の社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査でございます。これは資料5-1に基づきまして説明いたします。

これは、厚生労働省所管の社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査における調査関係用品の印刷、調査票の送付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、データ入力に係る業務についてでございます。この期間は平成21年6月から2年10か月間の契約でございます。これについて審議いたしました。

「1.対象となる業務内容について」でございますが、これについては調査対象名簿が第1次名簿、それから、新規の事業者等を載せました追加名簿という2回に分けて提供されるということで、調査票の送付までの工程がその意味で2段階になるということで、作業効率の面等から、2段階ではなくて1段階にできないかということを検討いたしました。

それにつきまして、厚生労働省の方からは、2段階で作業を行っても効率性の面ではそれほど影響はないと考えているという説明がございまして、今回はやむを得ないというふうに2段階の名簿の提供については判断いたしましたけれども、今回の事業実施を通じて作業工程が2段階になると

ということでどの程度のコストが発生するのか、コスト増となるのかを検証していただきたいということを確認いたしました。

「２．サービスの質（要求水準）について」でございますが、上回らなければならない回収率として、調査票の種類別に一律 80%と設定しているが、妥当かどうかということを検討いたしました。

これにつきましては、過去の同様の手法（郵送）による調査における実績と、統計の継続性の面から確保したい回収率とを勘案して設定したということで、妥当であると判断しております。

「３．契約金の支払いについて」でございます。今回の事業では年度ごとに実施する業務量が異なるので、契約金については年度ごとにどのような配分で払われることになるか、明確に示すべきであるということで、その点について確認いたしました。

これに対して、厚生労働省としては「落札者が決定した後、各年度ごとの業務量を踏まえ落札者と厚生労働省が協議を行い、各年度ごとの契約金の支払額を決定する」旨を明記することにしていただきました。

「４．その他」でございますが、従来経費として物件費の中に「謝礼品費」というものが記載されておりますが、これについて今回の事業では謝礼品の支給についてどのように考えているのかを確認いたしました。

これについては、謝礼品費についてどういうものであるか、これまでどういうふうを実施していたのかという注記を追加するとともに、今回においては謝礼品の支給は行わないということを明記して、入札参加者に対して明らかにすることにいたしました。

以上でございます。

落合委員長 ありがとうございます。

この２件につきまして、小林副主査の御報告のとおり、了承としてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

落合委員長 それでは、異存がありませんので、公共サービス改革法の規定に基づきまして、この実施要項（案）について、監理委員会としては異存がないということにいたします。

続きまして、国際観光振興機構の海外旅行博覧会出展事業について「１．実施要項について」では最後のものになりますが、これは民間競争入札を実施した結果、不落になったということであり、そこで、今後の対応等につきまして入札監理小委員会で審議をしていただいたわけですが、その審議の結果につきまして小林副主査の方からお願いいたします。

小林委員 資料６に基づきまして説明いたします。

この事業は、スペインで行われる海外旅行博覧会で、旅行地としての日本をPRするための日本ブースを出展するという事業でございます。事業期間としては平成 21 年 4 月から 22 年 2 月という、ほぼ 1 年でございます。事業規模としては、平成 19 年度の実績からしますと、約 1,000 万円でございます。

これについて、説明会に 9 社が来たということでございますが、入札の結果としては 4 社から応札があったけれども、全社とも予定価格を大幅に上回ったということでございます。

これについて、国際観光振興機構の方へヒアリングをしていただいた結果、応札価格を上回った

要因が2.の に書いております4点でございました。

その1点目が、契約期間中、4月から翌年の2月までという中で事務局機能を維持するために、専任スタッフを確保しなければならないということ。そのコストがかかるということであります。

また、海外で実施するための為替リスクを勘案したということ。

3点目としては、海外で実施するため、スペインということがございますので、不測の事態への対応を含めた厚い体制を組むことは必要であった。

4点目として、ブース装飾やアトラクションの費用について、非常に創意工夫に富んだといえますか、民間事業者の創意工夫を盛り込んだベストな企画を提案したということで、応札価格が非常に高くなってしまったということでございます。

この点で不落になったわけなんですけれども、 に書いてございますとおり、初回の入札で落札者が決まらない場合に、事業範囲の変更を含めて入札条件等の見直しをして、やむを得ない場合を除いては、再度公告を行うことになっております。

この入札条件の見直しとしては、何が考えられるかということでございますが、契約期間の短縮（対象業務の縮小）や予定価格の見直しが考えられるわけでございますけれども、この契約期間の短縮を行うとしても当初予定した包括的な出展事業ではなくなって、契約金額もかなり小規模になってしまうので不適當であるということ。また、予定価格の増額についても困難であるということ。

そして、出展の申し込みが5月に始まりますので、タイミングといいますが、スケジュール的に非常に厳しいものがある。早急に業務に着手する必要があるということの説明がございました。

したがって、今回は再度公告を行わず、機構自らが実施することにしたいという要望でございました。

これについて、入札監理小委員会では、この不落の内容、業務の見直し等の可能性等について審議を行いました。この業務については応札した事業者が、アジアにおける経験はあったものの、ヨーロッパ等での経験が余りなかったということと、そういうところで事業期間中に事務局機能を確保しなければいけないこと等の非常に制約があったということで、ヒアリングの結果としては、事業規模といいますが、スケールメリットがもう少し得られないと、なかなか見合った、よい入札ができないということがあり、今後、この入札を行うに当たっては、その条件等も検討することを確認いたしまして、今回はやむを得ないということで、機構自らが実施することが適當であると判断いたしましたところでございます。

以上でございます。

落合委員長 ありがとうございます。

それでは、小委員会の検討及びその結論としては、今回は機構自らが実施することもやむを得ないという判断であるということですが、これにつきまして御質問・御意見等はございますでしょうか。

吉野委員、どうぞ。

吉野委員 機構自らが実施するというのは、何をやるんですか。つまり、応札した業者の内容は非常に不十分で、十分なものがないと業者が言っているわけですね。それで、だめだから機構



自らがやるというと、十分なものができるという意味ですか。

小林委員 応札業者が十分な業務ができないわけではなくて、コストがかかり過ぎることなんです。

吉野委員 ですから、同じコストで、機構自らがやるとできるということなんです。

小林委員 そのところは、事務局から説明してもらった方がいいかもしれません。

落合委員長 事務局の方、どうぞ。

事務局 こちらの業務については、まず、ヒアリング結果の1点目にございますように、期間中に事務局の機能をすべて維持しなければならないということで、民間事業者の見積りとしては、期間中にすべて人員を張り付けるということで、その期間フルのコストを計上しているんです。それに対して機構の方は、本当であればフルに人件費を張り付けなければいけないような業務量ではないので、按分して人件費を予定価格に計上しておりますので、その部分で大分差が出てきてしまったようです。

民間事業者としても、期間中、フルに人件費を計上しなくてはいけない業務ではないということでは理解してはいるんですけども、機能を維持するためには、期間中にすべて人員を張り付けるということでフルに計上せざるを得ないというようなお話がございました。ですので、そういった部分については、大分予定価格と入札価格に差が出てしまったということで、この事業の枠組みといたしては、その差を埋めることも少し難しいのではないかとということで機構自ら実施するということでやむを得ないと判断をしていただいたかと考えております。

佐久間事務局長 少し補足しますと、機構の方がパリに事務所を持っているということで、このパリの事務所経由で現地の対応をするということです。スペインにはないんですけども、そういう形で実施をするということです。実際、現地でも当然、支払いがいろいろと起こるんですけども、要は、人件費部分は既存の施設にいる人を使ってやるということでございます。

落合委員長 森委員、どうぞ。

森委員 ビジット・ジャパンということで、やはり対外的に大きな政策目標としてあるわけですね。そういうせっかくの機会に、いわゆる従来のやり方ではなくてということで、ある面では提案をしていただいて、これをプロポーザルでやって、いかにして、それによって日本へということは、やはり眼目としてあるはずですね。そのときに、いわゆる人件費を、ある面ではそのまま自分たちのところの機構の人件費だから、これは人件費が足りないとかということをやってしまったら、恐らく民間提案でやるうと思っても、こういうことはこれからなかなか浸透しないのではないかとというふうに懸念をしました。

落合委員長 そうしますと、結局、予定価格の設定が妥当だったかどうかという辺りが問題になるうかと思しますので、しかし、その点を詰めて更に検討することがなかなか、先ほど小林副主査の御報告がありましたように、5月からやらなければいかぬということで、問題点の所在はかなり明らかになったかなと思しますので、それらを踏まえて、次回、またこれに対してどういうふうに対応していくかということを考えていただければと思います。

どうぞ。

前原委員 この1,000万円というのは前からすごく変な価格だと思っていましたけれども、おっしゃったように、かかった人件費をきちんと計算して、もし、これをやらないとしたら、実施報告をしていただく必要があると思います。その人件費を、どういうくらいの人が、どこに何時間詰めて、幾らかかったかというのをきちんと計算した上で、本当に1,000万円でできたのかどうかを是非報告いただきたい。そうでないと、これはいんちきだと思います。

落合委員長 吉野委員、どうぞ。

吉野委員 今、前原委員が言われたようなことは、結果として非常に変則的な官民競争入札の形になるんです。本当に、どうして官だったらできたのか。本当はできないものやっていたということなのかという話になるので、今のお話は是非、詳細な、厳密な報告を求めたいという感じです。

落合委員長 どうぞ。

榎谷委員 それから、当然、コストだけではなくて、ここに「民間事業者の創意工夫を盛り込んだベストな企画」と書いてあるんですが、それと比べて内容がどうだったのかです。少なくとも、それも、どんなことをやったのかということも、どう違っていったのか。1,000万円で積んだら、どの程度のことしかできなかったのかということも、是非、報告していただかないといけないかなと思います。

落合委員長 それでは、ただいまの各委員から出ました意見で、やはり今回、機構自らが実施するということについては、一体、その実施がどのぐらいのコストをかけて、どのような内容で行われたかということについての事後報告は出してもらい、それを入札監理小委員会で検討し、次回に生かすように対応するというので、本件はそういう条件を付けて、今回の対応については了承ということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

落合委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

そうしますと、続きまして「2.『実施要項指針』及び『情報開示指針』の改訂について」の御審議をいただきたいと思います。

まず、この案件につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 資料7をごらんください。「実施要項指針」及び「情報開示指針」の改訂につきまして、これまでの経緯と改訂内容について、まず「1.これまでの経緯」について御説明申し上げます。

「実施要項指針」及び「情報開示指針」については、その制定以来、約2年半にわたり、対象公共サービスを実施する国の機関等が実施要項を作成する際の指針として重要な役割を果たしてきました。

入札監理小委員会におきましては、その審議等を通じ、対象公共サービスの実施に関する知見を徐々に深めておりまして、その成果はおのおの実施要項の形で蓄積されるとともに、各指針に関しましても、更に充実すべき事項が明らかになってきております。

平成21年度におきましては、官民競争入札等監理委員会の発足から3年目に達するタイミングになりますので、また、作成された実施要項の数も60件近くと相当数に達することから、このタイミングをもちまして両指針の改訂を行うことが妥当と考えました。つきましては、事務局で改訂

案を策定し、入札監理小委員会で御意見を伺った次第でございます。

なお「入札額調整指針」につきましては、これまでの官民競争入札の実績数が1件と少なく、改訂すべき事項が特に見出せないことから今回は改訂しないものとしたしました。この点につきましては、また実績の蓄積に伴いまして改訂を検討したいと考えております。

それでは、具体的な改訂の方針と内容について御説明申し上げます。

「実施要項指針」及び「情報開示指針」が、今後とも、対象公共サービスを実施する国の機関等にとって、実施要項を作成する際の指針として機能するように、これまでの入札監理小委員会等での審議及び実施要項の蓄積を踏まえて改訂を行うことといたします。

まず、めくっていただいて、別紙1 - をごらんください。「実施要項指針」の改訂内容といたしまして、まず1 . をごらんいただきたいのですが、サービスの質に関する事項といたしまして「対象公共サービスの詳細な内容」「サービスの質」及び「委託費（請負報酬）の支払い」の3部構成といたしまして、それぞれにつきまして現行より詳細な記述を設けました。

また、従来の指針に掲げられている「実施期間の途中で事業実績を評価し、実績が一定水準を満たしていれば引き続き業務実施を可能とする方法を採用すること」に関する記述につきましては削除いたしました。これは具体的には契約の延長を意味することになりまして、現行の会計法令の下では随意契約になってしまいますので競争の導入による公共サービスの改革という法の基本理念上疑義がありますので、今回の改訂において削除することといたしました。

ページをめくっていただきまして、4 . と5 . について御説明申し上げます。

「4 . 入札に参加する者の募集に関する事項」で「入札手続（スケジュール）」と「入札書類」の内容の2部構成といたしまして、詳細な記述を設けました。

「5 . 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項」につきまして、構成を全面的に見直しまして、また、基本方針に記載されている内容で従来の指針に記載されていなかったものを記載いたしました。

3ページの11 . をごらんいただきたいと思えます。4ページにかかってしまいますが、対象公共サービス実施民間事業者が講ずべき事項に関しまして、構成を全面的に見直しまして、また、基本方針に記載されている中で従来の指針に記載されていなかった事項を記載することといたしました。

最後に「情報開示指針」の改訂の概要なんですが、資料番号を付してなくてわかりにくくなってしまっ大変申し訳ありませんが、クリップを外していただいたらわかります。「『情報開示指針』の改訂の概要」という資料になります。

主な改訂内容のポイントを4つほど申し上げます。

1つが、経費に関しまして注記すべき事項を具体的に詳しく示しました。

2つ目が、従来の実施における目的の達成の程度について、年度別の変動状況を開示させることといたしました。

従来の実施方法等といたしまして、業務分担関係を明確に開示することといたしまして、また、業務量の年度別の変動等、あるいは場所別の変動等に関する情報を可能な範囲で幅広く開示するこ

といたしました。

「情報開示指針」の概要については、以上になります。

最後に、資料ナンバーを付していなかったことに関しておわび申し上げます。

以上です。

落合委員長 ありがとうございます。

それでは、これは入札監理小委員会で検討されているということですので、これは樫谷主査の方から何かコメントはございますか。

樫谷委員 特にはないんですけども、事務局の方に大幅な異動があるということもありまして、今までの3年間の成果・課題を踏まえてまとめ上げたというものでございます。特に質の話とか、契約の話とか、あるいは情報開示のものについて、民間事業者が参加しやすい、あるいは見積りがしやすいというような観点を中心にまとめたところでございます。

落合委員長 小林副主査の方はよろしいですか。

小林委員 特にありません。

落合委員長 それでは、ほかに委員の方々から御質問・御意見はございますでしょうか。

特にないようですので、この内容どおり改訂を行うことにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

落合委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

そういたしますと、以降、3.から5.の審議になるわけですが、これにつきましては非公開審議に移りたいと思いますので、傍聴者の方は御退席をお願いいたします。